

令和3年12月9日

職場における労働衛生基準が変わりました。

栃木労働局長より、[令和3年12月6日付け栃労発基1206第2号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」](#)をもって、会員事業場への周知依頼がありました。

職場における照明の基準、便所の設備、事務所その他作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準が変更されました。

- [職場における労働衛生基準が変わりました～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～](#)
- [事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について\(厚生労働省通達\)](#)
- [【関係ページ】事務所における労働衛生対策\(厚生労働省\)](#)